

年金引き下げ違憲訴訟大阪裁判は、昨年11月16日に大阪高裁で不当判決となり、大阪原告団及び弁護団が怒りの声明を表明し、同年11月30日に最高裁判所に上告して3ヶ月が経過しました。この間、最高裁大法廷での一括審査を求めて、全国の仲間と共に最高裁への要請行動や全国一斉駅頭宣伝行動など裁判所内外の取り組みを進めてきました。最高裁での大阪事案の取り扱いについては現時点での進展はありませんが、全国的な経過からしてまもなく最高裁第二小法廷で受理される可能性があります。

原告団のみなさん、最高裁での動きがあれば詳細に報告していきますので、引き続きご協力を宜しく御願いたします。

年金違憲訴訟の現時点での全国的な状況は、最高裁第二小法廷に受理されているのは、山梨、兵庫、福岡・佐賀、岩手、宮城・秋田、栃木、奈良、長野各事案の8事案です。さらに、上告申し立て及びその準備をしているのは、岐阜、東京、長崎、滋賀、大阪、鹿児島、群馬、山形、千葉、島根、大分の11事案です。

## ■最高裁要請行動

第二次の最高裁要請行動は2月3日に行われました。岩手、宮城・秋田、栃木、長野、岐阜、兵庫の原告団及び弁護団、さらには首都4都県で、全体として90人が参加しました。最高裁前での宣伝行動、最高裁への要請行動2回、最高裁調査官への要請行動、報告集会と大きく成功しました。なお、最高裁への署名の提出は10316筆（累計29898筆）でした。

## ■全国一斉駅頭宣伝

1月25日を基準に全国一斉の駅頭宣伝は、全国的に今季最大の寒波到来の日でしたが、26都道府県本部107駅頭等で946人が参加して、「物価上昇に見合う年金引き上げ、最高裁は大法廷で審理を」のピウを1万枚を超える配布、大法廷回付要請署名432筆が集まりました。

## 「最高裁長官への手紙」書こう！

最高裁判所ではほとんどの事案で口頭弁論は開かれず、事案受理後6ヶ月程度で判断が出されると言われています。私たちは、「最高裁が、年金生活者の厳しい生活実態に耳を傾けて憲法判断をすべきです」そのために大法廷で一括して審理することを強く求めています。そのための取り組みの一つとして、最高裁長官への手紙の取り組みを実施することになりました。原告団の皆さんのご協力を宜しく御願いたします。なお、手紙の用紙は原告団の皆さんに郵送しています。

## 許さないぞ！、年金減額

4月の年金改定は、物価上昇率が2.5%にも関わらず、マクロ経済スライドを適用して1.9%の改定。0.6%の年金減額です。安倍内閣以降11年で7.3%の実質減額になります。しかも昨年半ば以降に物価がどんどん上昇、2.5%どころではありません。実感として10%以上の大幅な物価値上がりです。政府は直ちに、物価に見合う年金改定の法改正を行え！